

認定事業再構築計画の内容の公表

- 1 認定した年月日 平成18年8月4日
- 2 認定事業者名 日本貨物航空株式会社
- 3 認定事業再構築計画の目標

(1) 事業再構築計画の目標

日本貨物航空株式会社（以下「NCA」という。）は、1985年就航以来、日本発着貨物の輸送を中心に事業の拡大、収支の安定を図ってきた。しかしながら、2004年からの急激な燃油価格の高騰とその高止まりの影響により、2005年度は104億円の赤字決算となった。特に、NCAの保有するB747-200F型機は90年代初旬に製造が中止された旧世代機材であり、後継機であるB747-400F型機に比べ燃料費、整備等運航費用の効率性が低く、結果、燃油価格高騰の影響を大きく受けることとなった。

NCAは、2005年8月主要株主の変更により、日本郵船株式会社の連結子会社となったが、この新体制下で策定を進めていた中長期計画を本年5月「Phoenix Project2006-2015」として発表した。同計画では、NCAは貨物専門航空会社としての自立と安全を担保しつつ迅速に実現する一方で、売上とコストの両面から収支構造を抜本的に強化し、グローバルなネットワークを拡充することとしている。

NCAの産業活力再生特別措置法に基づく事業再構築計画では、この中長期計画のうち、貨物専門航空会社としての自立を図る期間である平成18年度から平成21年度を対象とし、収支構造の抜本的改善の具体策として、主力機材を早期に更新（旧型機材の退役、B747-400F型機及びB747-8F型機の新機材の発注）し、事業の効率性を向上させ、コストの削減を図る予定であるが、新規機材導入に係る大型投資に対応するための財務体質強化の一環として、増資による経営基盤の強化を実行し、中核事業である国際貨物に係る航空運送事業への「選択と集中」を通じて、経営資源の効率的活用による生産性の向上を図ることを目標としている。

(2) 生産性及び財務内容の健全性を示す数値目標

① 生産性向上基準について

本事業再構築計画の実施により、計画期間終了後の決算期である平成20年度3月期には自己資本当期純利益率を119.2%向上させることを目標とする。

② 財務内容健全性向上基準について

本事業再構築計画の実施により、計画期間終了後の決算期である平成20年度3月期には、有利子負債をキャッシュフローの9.9倍とすることとしている。また、平成20年度における経常収入は経常支出を上回る（経常収支比率113.7%）予定である。

4 事業再構築計画の内容

(1) 事業再構築に係る事業の内容

① 中核的事業

国際貨物に係る航空運送事業

② 選定理由

NCAは1985年の就航以来、日本発着の国際貨物の輸送を中心に事業を進めてきた。航空貨物マーケット、とりわけアジア発着については成長を続けており、航空輸送を志向する利用者のニーズは年々拡大していることから、アジアに位置する貨物専門の航空会社として、このような利用者のニーズに応えるため、マーケットの成長に相応した規模の投資を行い、NCAとしては「モノ運び」を通じ人々の生活を支えていくことを使命として考えているため。

③ 事業再構築に係る事業の内容

(ア) 事業の構造変更

新規機材導入に係る大型投資に対応するための財務体質強化の一環として216億円の増資を行う。

(イ) 事業革新

事業革新にあたり、製造年の古い大型機材を早期に退役させ、最新式の

中・小型機を導入することにより、高騰する燃油比の低減、整備費用の低減を行う。

上記の機材更新により平成20年度には輸送重量あたりのコストを平成17年度に比べ7.9%低減する。

(2) 事業再構築計画を行う場所

東京本社	東京都東新橋1丁目5番2号
成田事務所	千葉県成田市成田国際空港内

(3) 事業再構築を実施するための措置の内容
(別表のとおり)

(4) 事業再構築計画の実施時期

事業再構築計画の開始時期および終了時期

開始時期：平成18年8月

終了時期：平成21年3月

5 事業再構築に伴う労務に関する事項

- | | |
|--|------------|
| (1) 事業再構築の開始時期の従業員数
(平成18年4月1日) | 836人 |
| (2) 事業再構築の終了時期の従業員数
(平成21年3月末予定) | 759人 |
| (3) 事業再構築に充てる予定の従業員数 | 759人 |
| (4) (3)中、新規採用される従業員数 | 42人 |
| (5) 事業再構築に伴い出向または解雇される従業員数
(全日本空輸(株)からの転籍乗員の同社への復帰) | 117人(解雇無し) |

別表

事業再構築措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
事業構造変更		
資本の相当程度の増加による中核事業の開始、拡大又は能率の向上	中核的事業を強化するため、株主割当増資を実施する。 ① 増加前資本金 216 億円 ② 増加する金額 216 億円 ③ 増資の方法 株主割当増資 ④ 増資時期 平成 18 年 8 月予定	租税特別措置法第 80 条の 2（認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減）
事業革新		
産業活力再生特別措置法第 2 条第 2 項第 2 号ロ	旧型機材を早期退役させ、ボーイング 747-400F を新規に導入することで燃料費等の削減を図り、原価を 5% 以上低減する。	